

温泉法施行規則（昭和23年8月9日厚生省令第315号）

最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号

（土地の掘削の許可の申請）

第1条 温泉法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 掘削に係る温泉の利用の目的
- (3) 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近状況
- (4) 湧出路の口径、深さその他掘削の工事の施行方法
- (5) 主要な設備の構造及び能力
- (6) 工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- (2) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が次条各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 次条第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請が法第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- (6) 申請者が法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (7) 申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

（掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準）

第1条の2 法第4条第1項第2号の環境省令で定める技術上の基準（法第11条第2項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上（地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合には、8メートル以上）であること。
- (2) 掘削口から水平距離3メートル（前号に規定する場合には8メートル）の範囲内において、次に掲げる措置を講じていること。
 - イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業（当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。以下同じ。）を実施しないこと。
 - ハ 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- (3) 掘削口から水平距離3メートル（第1号に規定する場合には8メートル）の範囲内においては、さくの設定その他の方法により掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。
- (4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。
- (5) 第1号に規定する場合には、噴出防止装置が設置されていること。
- (6) 第1号に規定する場合には、次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。
 - イ 可燃性ガスの検知器は、掘削口（泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。次号において「掘削口等」という。）の直上に設置されていること。
 - ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となつた場合に警報を発すること。
- (7) 毎日（掘削の工事を行わない日を除く。）1回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。
 - イ 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃ガス測定器を用いて測定すること。
 - ロ 第1号に規定する場合には、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。
- (8) 第1号に規定する場合には、湧出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆

候の有無を目視により点検すること。

(9) 次に掲げる事項を記録し、その記録を掘削の工事の完了又は廃止までの間、保存すること。

イ 第6号に規定する警報設備による警報の作動の状況

ロ 前2号に規定する点検の作業の結果

(10) 次に掲げる事項を定めた掘削に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「掘削時災害防止規程」という。）作成し、これを掘削の工事の場所に備えていること。

イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項

ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項

ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

ニ その他災害の防止に関し必要な事項

(11) 災害その他の非常の場合には、掘削時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。

（有効期間の更新の申請）

第2条 法第5条第2項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による更新（第5号において単に「更新」という。）の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 法第3条第1項の許可又は法第11条第1項の増掘若しくは動力の装置の許可（以下「掘削許可等」という。）の別

(3) 掘削許可等を受けた日

(4) 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目

(5) 更新を必要とする理由

（掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第3条 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置（以下「掘削等」という。）の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(2) 掘削許可等の別

(3) 掘削許可等を受けた日

(4) 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目

(5) 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(2) 申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

（掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請）

第4条 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名及び住所

(3) 掘削許可等の別

(4) 掘削許可等を受けた日

(5) 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目

(6) 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人とし

て選定された者にあつてはその全員の同意書

(3) 申請者が法第4条第1項第4号又は第5号に該当しない者であることを誓約する書面

(掘削のための施設等の災害の防止上重要な変更)

第4条の2 法第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害防止上重要な変更は、掘削の工事の施行方法の変更であつて主要方式の変更に係るものとする。

(掘削のための施設等の変更の許可の申請)

第4条の3 法第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 掘削許可等(法第11条第1項の動力の装置の許可を除く。以下この項において同じ。)の別
- (3) 掘削許可等を受けた日
- (4) 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由
- (7) 変更後の工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- (2) 変更後の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請が法第4条第1項第2号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

(工事の完了又は廃止の届出)

第5条 法第8条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 掘削許可等の別
- (3) 掘削許可等を受けた日
- (4) 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- (5) 工事の完了又は廃止の日
- (6) 掘削の工事により温泉が湧出した場合は、その旨

2 前項の届出書には、第1条の2第9号に規定する記録を添付しなければならない。

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

第6条 法第11条第1項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 増掘又は動力の装置の目的
- (3) 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況
- (4) 温泉の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ
- (5) 増掘後の湧出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
- (6) 増掘にあつては、主要な設備の構造及び能力
- (7) 工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図

- (2) 増掘にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 増掘にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 第1条の2第10号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請が法第11条第2項において準用する法第4条第1項第1号から第3号まで又は法第11条第3項において準用する法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- (6) 申請者が法第11条第2項又は第3項において準用する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の採取の許可の申請)

第6条の2 法第14条の2第1項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 温泉の採取を行おうとする場所
- (3) 温泉の採取の開始の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (2) 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が次条第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 設備の設置の状況を現した写真
- (4) 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果
 - イ 次条第1項第1号に規定する測定の結果
 - ロ 次条第1項第2号ハに規定するガス排出口が同項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果
 - ハ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（次条第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。）
- (5) 次条第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- (6) 前各号に掲げるもののほか、申請が法第14条の2第2項第1号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- (7) 申請者が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止にする技術上の基準)

第6条の3 法第14条の2第2項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、第3項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスを分離する設備であつて、当該設備を通過した後の温泉水（採取された後の温泉をいう。以下同じ。）から、環境大臣が定める方法により、気体を分離し、当該気体中のメタンの濃度を測定した結果、環境大臣が定める値未満となるもの（以下「ガス分離設備」という。）が設けられていること。ただし、温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合又は温泉であつて水蒸気その他のガスであるものに採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合は、この限りでない。
- (2) 次に掲げる設備（以下「可燃性天然ガス発生設備」という。）が屋内（可燃性天然ガスが滞留しない構造のものを除く。以下同じ。）にないこと。ただし、イに掲げる設備については、多雪又はは寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。
 - イ 温泉井戸（自然に湧出している温泉の湧出口を含む。下同じ。）
 - ロ ガス分離設備
 - ハ 温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口（以下「ガス排出口」という。）
- (3) ガス排出口（排出される気体中のメタンの濃度を環境大臣が定める方法により測定した結果、環境大臣が定める値未満となるものを除く。）が、次に掲げる場所にないこと。

- イ 温泉井戸又はガス分離設備のある床面又は地面（関係者以外の者が容易に立ち入ることができないものを除く。）からの高さが3メートル以下である場所
 - ロ 水平距離が3メートルであり、かつ、垂直距離が上方8メートル又は下方0.5メートルである範囲内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の取入口又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所がある場所
- (4) 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止するための措置
 - ロ 水の滞留のおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置
- (5) 可燃性天然ガス発生設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること。
- (6) 可燃性天然ガス発生設備からの水平距離が1メートル（温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧量以上となる場合にあつては、2メートル）であり、かつ、垂直距離が5メートルである範囲内（水平距離にあつては、可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離がこれらの距離以上ある範囲を除く。）において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
 - ハ 関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- (7) 前号に規定する範囲内においては、さくを設置その他の方法より、関係者以外の者の立入りを制限すること。
- (8) 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）1回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。
- (9) 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を2年間保存すること。
- (10) 次に掲げる事項を定めた採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「採取時災害防止規程」という。）を作成し、これを温泉の採取の場所に備えていること。
- イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
 - ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
 - ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
 - ニ その他災害の防止に関し必要な事項
- (11) 災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。
- 2 温泉井戸（動力が装置されているものを除く。）が屋外にありかつ、温泉水を屋内又は貯水槽に引き込まない場合には、前項の規定は、適用しない。
- 3 温泉井戸が屋内にある場合における法第14条の2第2項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 第1項各号に掲げる基準（同項第1号から第7号までに掲げる基準については、当該基準に適合することについて都道府県の職員による実地の確認を受けていること。次号から第10号までに掲げる基準についても、同様とする。）。
 - (2) 温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものは、可燃性天然ガスが漏出しない構造であること。
 - (3) 温泉井戸が設置された部屋に、次の要件を備えた可燃性天然ガスを含む空気を屋外の空気と交換するための設備（以下「ガス換気設備」という。）が設けられていること。ただし、自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、この限りでない。
 - イ 部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。
 - ロ 吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。
 - (4) ガス換気設備は、常時運転していること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
 - (5) 次の要件を備えた可燃性天然ガスの警報設備が設けられていること。ただし、長期間にわたり温泉の採

取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。

イ 可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。

ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。

ハ 空気中のメタンの濃度が表示されること。

(6) 温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉の湧出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(7) 温泉井戸が設置された部屋において、次に掲げる措置を講じていること。

イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。

ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。

ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。

ニ 部屋の内部及び入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。

(8) 立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、前号に規定する部屋の内部への関係者以外の者の立入りを制限すること。

(9) 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。

(10) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。

(11) 毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）1回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。

イ 温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。

ロ 温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。

(12) 次に掲げる事項を記録し、その記録を2年間保存すること。

イ 第5号に規定する警報設備による警報の作動の状況

ロ 前号に規定する点検の作業の結果

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認申請）

第6条の4 法第14条の3第1項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(2) 法第14条の2第1項の許可を受けた日

(3) 温泉の採取の場所

(4) 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(2) 申請者が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

（温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第6条の5 法第14条の4第1項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名及び住所

(3) 法第14条の2第1項の許可を受けた日

(4) 温泉の採取の場所

(5) 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 申請者が法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しな者であることを誓約する書面

(災害の防止のための措置を必要としない基準)

第6条の6 法第14条の5第1項の環境省令で定める基準は、測定方法ごとに、温泉の採取に伴い発生するガス(次項において「温泉付随ガス」という。)中の環境大臣が定めるメタンの濃度の値とする。

2 都道府県知事は、次のいずれにも該当する温泉の採取の場所にけるメタンの濃度は、前項の基準に適合するものとみなすことができる。

- (1) 温泉付随ガスの気泡が目視できないこと。
- (2) 近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、前項の基準に適合するものであること。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請)

第6条の7 法第14条の5第1項の規定による確認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 温泉の採取を行おうとする場所
- (3) 温泉の採取の開始の予定日
- (4) メタンの濃度の測定に関する次に掲げる事項
 - イ 測定を行つた場所、日及び方法
 - ロ 測定の結果
 - ハ 測定を行つた者

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- (2) メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請に係る温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

(確認を受けた者の地位の承継の届出)

第6条の8 法第14条の6第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 法第14条の5第1項の確認を受けた者及びその地位の承継をした者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 法第14条の5第1項の確認を受けた日
- (3) 温泉の採取の場所
- (4) 地位を承継した日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し
- (2) 相続の場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 戸籍謄本
 - ロ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更)

第6条の9 法第14条の7第1項の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更（屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。）
- (2) ガス換気設備の位置又は構造の変更
- (3) 可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更

（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請）

第6条の10 法第14条の7第1項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 法第14条の2第1項の許可を受けた日
- (3) 温泉の採取の場所
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更後の工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- (2) 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- (4) 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請が法第14条の2第2項第1号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

（温泉の採取の事業の廃止の届出）

第6条の11 法第14条の8第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 法第14条の2第1項の許可又は法第14条の5第1項の確認を受けた日
- (3) 温泉の採取の場所
- (4) 温泉の採取の事業の廃止の日
- (5) 法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、温泉の湧出路の埋戻しの状況

2 前項の届出書には、法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面
- (2) 温泉の湧出路の埋戻しの状況を現した写真

（環境大臣が定める方法による測定）

第6条の12 第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項に規定する測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行わなければならないこととする。

（温泉の利用の許可の申請）

第7条 法第15条第1項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 浴用又は飲用の別
- (3) 温泉の湧出地
- (4) 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
- (5) 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- (3) 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第8条 法第16条第1項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - (2) 法第15条第1項の許可を受けた日
 - (3) 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
 - (4) 合併又は分割の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - (2) 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第9条 法第17条第1項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
 - (2) 被相続人の氏名及び住所
 - (3) 法第15条第1項の許可を受けた日
 - (4) 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
 - (5) 相続開始の日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - (3) 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の成分等の掲示)

第10条 法第18条第1項の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 源泉名
 - (2) 温泉の泉質
 - (3) 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
 - (4) 温泉の成分
 - (5) 温泉の成分の分析年月日
 - (6) 登録分析機関の名称及び登録番号
 - (7) 浴用又は飲用の禁忌症
 - (8) 浴用又は飲用の方法及び注意
 - (9) 次項各号に掲げる事項
- 2 法第18条第1項第4号の環境省令で定める情報は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
 - (2) 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
 - (3) 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む)及びその理由
 - (4) 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴

する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

(温泉の成分等の掲示の届出)

第11条 法第18条第4項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名（法人あつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- (3) 前条第1項各号に掲げる事項

(登録の申請)

第12条 法第19条第2項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - (3) 分析施設（法第19条第1項に規定する分析施設をいう。以下同じ。）の見取図
 - (4) 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
 - (5) 申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 法第19条第2項第4号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 温泉成分分析の業務の責任者（次号及び第3号において「分析責任者」という。）の氏名
 - (2) 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
 - (3) 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
 - (4) その他参考となるべき事項

(登録分析機関登録簿の様式)

第13条 法第19条第3項の登録分析機関登録簿の様式は、様式第1のとおりとする。

(登録の基準)

第14条 法第19条第3項第1号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。）を保有していることとする。

- (1) ガラス製棒状温度計（日本産業規格B7414に適合するものであつて、目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が0.1度以下のものに限る。）
 - (2) 化学天びん（ひょう量が10グラム以上であつて、感量（質量が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が0.1ミリグラム以下のものに限る。）
 - (3) 原子吸光光度計
 - (4) 分光光度計
 - (5) 水素イオン濃度計（日本産業規格Z8802に適合するガラス電極法による形式のものに限る。）
 - (6) イオンクロマトグラフ
 - (7) IM泉効計又は液体シンチレーションカウンター
 - (8) 水銀用原子吸光分析装置
- 2 前項第7号に掲げる装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「IM泉効計等」という。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。
- (1) 申請者が、IM泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にIM泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。
 - (2) 申請者が、IM泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がIM泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

(登録事項の変更の届出等)

第15条 法第20条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 登録の年月日
- (3) 登録番号
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の年月日
- (6) 変更の理由

2 法第20条の環境省令で定める軽微な事項は、第12条第2項3号及び第4号に掲げる事項とする。

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

第16条 法第21条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 登録の年月日
- (3) 登録番号
- (4) 廃止の年月日
- (5) 廃止の理由

(登録分析機関の標識の掲示等)

第17条 法第24条の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項を標識に記載して行うものとする。

- (1) 登録の年月日
- (2) 登録番号
- (3) 登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名
- (4) 登録分析機関の氏名及び住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (5) 分析施設の名称及び所在地

2 法第24条の環境省令で定める様式は、様式第2のとおりとする。

(不正行為の禁止)

第18条 登録分析機関は、温泉成分分析の実施に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(法第28条第2項の証明書の様式)

第19条 法第28条第2項の証明書の様式は、様式第3のとおりとする。

(公示)

第20条 環境大臣は、法第29条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示)

第21条 法第30条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。

(法第35条第2項において準用する法第28条第2項の証明書の様式)

第22条 法第35条第2項において準用する法第28条第2項の証明書の様式は、様式第4のとおりとする。

(保健所を設置する市等の長の通知すべき事項)

第23条 法第36条第2項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第15条第1項の規定による許可の内容
- (2) 法第15条第4項において準用する法第4条第3項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更の内容
- (3) 法第16条第1項及び第17条第1項の規定による承認の内容
- (4) 法第31条の規定による許可の取消し及び命令の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか都道府県知事が必要と認める事項

附 則

(略)

附 則 [昭和24年5月25日通商産業省令第3号抄]

(略)

附 則 [昭和46年7月1日総理府令第41号]

(略)

附 則 [昭和47年7月1日総理府令第50号]

(略)

附 則 [昭和59年3月12日総理府令第3号]

(略)

附 則 [平成6年9月20日総理府令第49号抄]

(略)

附 則 [平成12年2月8日総理府令第7号抄]

(略)

附 則 [平成12年8月14日総理府令第94号]

(略)

附 則 [平成14年3月22日環境省令第6号]

(略)

附 則 [平成17年2月24日環境省令第2号]

(略)

附 則 [平成17年3月4日環境省令第3号]

(略)

附 則 [平成19年4月20日環境省令第11号]

(略)

附 則 [平成19年7月20日環境省令第17号]

(略)

附 則 [平成20年5月28日環境省令第5号]

(略)

附 則 [平成23年11月30日環境省令第32号抄]

(略)

附 則 [平成24年7月6日環境省令第21号]

(略)

附 則 [平成2年3月30日環境省令第9号]

(略)

様式第 1 (第13条関係)

登録の年月日		登録番号	
氏名又は名称		法人にあつては、代表者の氏名	
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 住所 電話番号		
分析施設の名称			
分析施設の所在地	郵便番号 住所 電話番号		

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第17条関係）

登 録 分 析 機 関 登 録 票	
この標識は、温泉法に基づく登録分析機関としての登録の主要な内容を表示しています。	
登 録 の 年 月 日	
登 録 番 号	
登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
分析施設の名称及び所在地	

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A3とする。

様式第3 (19条関係)

(表)

温泉法第28条の規定による身分証明書		第 号
写 真	職名及び氏名	
		年 月 日発行
都道府県知事		印

(裏)

温泉法抜粋
(報告徴収及び立入検査)
第28条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを30万円以下の罰金に処する。
(1)～(6) (略)
(7) 第28条第1項又は第35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。

様式第4（22条関係）

（表）

温泉法第35条の規定による身分証明書		第 号
写 真	職名及び氏名	
		年 月 日発行
	都道府県知事 市 長 区 長	印

（裏）

温泉法抜粋

（立入検査）

第35条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第28条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
（政令で定める市の長による事務の処理）

第36条 第4章、第33条第1項（第31条第2項の規定による処分に係る部分に限る。）、第34条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第35条第1項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 （略）

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6) （略）

(7) 第28条第1項又は第35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。